

2022（令和4）年5月30日から

## 特定求職者雇用開発助成金の要件を一部緩和します

「特定求職者雇用開発助成金」は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して支給する助成金です。2022年5月30日から、雇い入れ前に訓練・実習等を行った場合の取り扱いを以下のとおり変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### 変更点

#### これまでの取り扱い

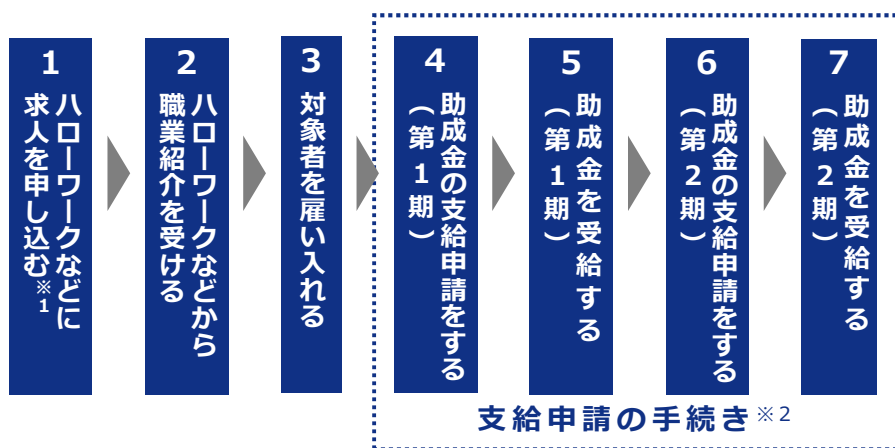
助成金の対象労働者が、雇い入れ事業所で、雇い入れ前の3年間に3か月を超えて訓練・実習等を受けている場合は、助成金の支給対象外でした。

#### 2022年5月30日以降の取り扱い

2022年5月30日以降に雇い入れられた方で、以下①②のいずれかに該当する訓練・実習等を受けている場合は、3か月を超えていても、新たに支給対象となります。

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施するもの。
- ② 生活保護法に基づく被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの。

### 支給までの流れ



※1  
訓練していた労働者を雇い入れる場合も、ハローワークなどの職業紹介を受けて選考・採用する必要があります。

※2  
各都道府県労働局への支給申請の手続きは、1期（6か月）ごとに必要です。

### ご注意ください

「特定求職者雇用開発助成金」は、対象労働者の状態により各コースが設定されています。受給のためには各コースの支給要件を満たす必要があります。各コースの詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

